

陳 情 文 書 表

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

令和 8 年 9 月 7 日

陳情番号	1 1 0	付議年月日	8 . 9 . 7
件 名	県有林の奥山再生についての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	鎌倉市山崎 6 9 1 - 2 やまびこの会 角 田 晶 生		
1.陳情の要旨 神奈川県下における県有林について、奥山再生を推進されたい。 1-1.奥山再生を推進する条例の制定、あるいは既存条例の有効な改定 1-2.奥山再生事業に必要な予算の継続的な計上 2.陳情の理由 神奈川県下における針葉樹林は各種の弊害をもたらしており、その解決には広葉樹林への植え替えなど奥山再生が不可欠である。 【針葉樹林が神奈川県民の生活に与える弊害】 ・ 広葉樹林に比べ地盤保持力が弱く、洪水や土砂災害などのリスクが高まる ・ 広葉樹林に比べ保水力が弱く、水源確保の安定性に欠ける ・ 広葉樹林に比べ野生動物への食糧供給が乏しく、鳥獣被害のリスクが高まる ・ 広葉樹林に比べ花粉飛散量が多く、花粉症など健康被害のリスクが高まる 【用語の定義】 なお奥山とは人間の通常生活範囲外の山林を指し、再生とは生物多様性を回復させる行為を指し、奥山再生とは主に針葉樹林から広葉樹林への植え替えを指す。 以上			

陳情番号	1 1 1	付議年月日	8 . 9 . 7
件 名	ツキノワグマの狩猟についての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	鎌倉市山崎 6 9 1 - 2 やまびこの会 角 田 晶 生		
1.陳情の要旨 神奈川県下におけるツキノワグマの狩猟について、自粛呼びかけではなく、明確に禁止とされたい。 2.陳情の理由 神奈川県下におけるツキノワグマは、丹沢山地を中心に約80頭が棲息するのみとなっている。ツキノワグマは神奈川県レッドデータブック（2006）にて絶滅危惧種とされており、生物多様性の観点から、これを保護しなければならない。 そのためには、拘束力がない狩猟自粛の呼びかけではなく、狩猟禁止を明記して保護施策の実効性を高めるべきである。 ツキノワグマ等の大型生物は、山林環境の保全に大きく貢献しており、その保護は県民の健康かつ文化的な生活を維持する上でも急務と考える。 よってツキノワグマの保護を強化すべく、本件陳情する次第である。			

陳情番号	1 1 2	付議年月日	8 . 9 . 7
件 名	地域のサービス基盤が整うまでは、県立障害者支援施設の入所定員をこれ以上縮小せず、希望に寄り添った入所受け入れを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	相模原市南区相南 1－2－68－409 これからの県立施設を考える会 加 藤 正 雄		
1. 陳情の要旨 2024年12月実施の調査で明らかになった「入所施設・グループホームを希望しても利用できない待機者」の実態に対して、神奈川県が今年度から始める対応策は極めて不十分です。調査後の待機者増加も懸念されますが、2025年実施の第2回実態調査結果はまだ未公表です。 新たな入所が制限されているために、県立障害者支援施設（以下、「県立施設」）には100人以上の空きが出ています。地域のサービス基盤を整える代替策なしに、県立施設の入所定員をこれ以上は縮小せず、希望に寄り添った入所受け入れを進めて待機者を解消するとともに、地域のサービス基盤整備をできるだけ早く、かつ具体的に進めてください。 (1) 地域に代替施策が整うまでは、各県立施設の入所定員を縮小せず、その地域に他の利用先がない場合には、希望する当事者の入所を受け入れてください。 (2) 行動障害など支援が難しい当事者でも安心して利用できるように、民間施設やグループホームへの県単独補助制度などの代替策を早急に拡充して、地域で暮らす条件整備を進めてください。 (3) 今年度の県基本計画中間見直しでニーズが適切に反映されるように、施設入所支援・共同生活援助・短期入所・重度訪問介護などの各サービス見込量を増やしてください。 2. 陳情の理由 (1) 地域のサービス基盤が不十分な現状をそのままにした県立施設の入所定員縮小は、当事者と家族の希望に反することになります。 2024年7月に千葉県長生村で起きた父子殺人事件は、神奈川県のセーフティーネットの綻びが引き起こした神奈川県の事件です。それを受けて初めて行われた県の実態調査は、入所施設やグループホーム（以下、「GH」）を希望しても利用できない多くの待機者の存在を明らかにしました。施設やGHの「居住系」希望が少なくとも1067人、その内訳は「施設のみ」が525人、「施設＋GH」が232人、「GHのみ」が310人です。また、「短期入所」希望にも「短期＋居住系」希望が304人いますが、その中の「入所施設の経験」や「入所するまでの利用」を理由にする185人も「居住系」希望に含めるべき待機者数だと思います。 多くの希望が実現していない原因の一つに、60人規模になるまで新たな入所を制限するという「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（2023年12月）があり、定員も減少の一途です。住民ニーズを断らないという公立施設の責務があるのに、計7施設の最近4年間を見ると退所140人に対して新規入所は51人に過ぎません。すでに再整備済で定員60人になっている津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園を除くと、さがみ緑風園、三浦しらとり園、中井やまゆり園、愛名やまゆり園で入退所数の差が大きくなっています。そのため、2026年度当初では定員枠の100人以上（約19%）が空いている現状です。しかし、新規受入れは「真に入所を必要とする場合」（虐待防止など緊急対応的な措置入所レベル）に限定し、地域生活が一時的に困難になった場合に受け入れられる通過型とする、対応の主体は市町村であり、県の対応策も各市町村の地域生活支援拠点が整			

備されるまでの経過措置だというのが県の考え方です。その地域生活支援拠点は県内の30/33市町村で数だけは整備されていますが、具体的な機能を県はどのように把握しているのでしょうか。また、昨年の県の説明ではGHにも約300人分の空きがあるのに、多くの待機者がいるのが今の地域の現実です。地域で暮らす条件整備はまだ不十分なのです。

「当事者目線の障害福祉」を理念倒れにしないためにも、地域のサービス基盤が十分に整うまでは県立施設の定員をこれ以上縮小せず、入所を制限しないで希望する方々を受け入れる必要があります。どんな障がいがあっても安心して暮らせる地域にするには、自己責任と家族依存から公的支援の仕組みに切り替えることが第一に重要であり、一軒家・アパート・マンション・シェアハウス・老人ホームなどが地域にあるように、障がい当事者と家族が選べる多様な選択肢の一つとして、今の地域には入所施設も欠かせないのです。

また、県が今年度から始めるという対応策についても、その実効性に疑問があります。「対応策(1)施設等の空き情報を定期的に確認して、政令市を含めた市町村に発信する」では、実際に利用できる空き定数がどの程度あるのでしょうか。「対応策(2)通常の調整で困難な場合、短期入所によるアセスメントを実施し、圏域の協議の場で共有して、入所先や新たなサービス利用を話し合う」では、アセスメントの先を担う地域サービスがどの程度整っているのでしょうか。「対応策(3)緊急措置入所受入れ施設を輪番制で確保する」では、当番を引き受ける施設が確保できるのでしょうか。しかも、県西圏域でのモデル実施は7月現在まだ始まっていないのです。

県立施設の入所制限や定員縮小によって県内セーフティーネットの公的責任が後退したままでは、千葉県長生村での事件が再び起きかねないと多くの関係者が危惧しています。県社協の令和8年度提言でも、「県立施設と民間施設が連携したセーフティーネット体制」や「暮らしの場を選び直せる循環型サービス（神奈川モデル）」の構築が必要だとされています。

(2)今の地域で施設に替わる暮らしの場を見つけるのは限界があります。

施設規模の縮小は望ましいとしても、それに替わる他の暮らしの場を整備しないで定数縮小だけを先行させるのは本末転倒です。また、約300人分という県内のGH空き状況の原因は、営利企業が経営するGHが増えて逆選択が起きているからであり、行動障害など支援が難しいと利用を断られることが多いのです。そのため、県外で施設やGHを探したり、精神科病院に入院を余儀なくされる事態になっています。児童施設で18歳になっても県内では次の場が見つからない事例が多いのは、関係者間でも周知の事実です。本人も、家族も、支援者も困っています。県外に何とか見つかった人はまだしも、家族で抱えこむしかなかったために起きたのが、千葉県長生村の事件なのです。県外施設やGHの選択は、住み慣れた地域、家族、親しい人たちと離れることであり、これは「どこで誰と生活するかを選択する」権利〔第19条(a)〕を侵害することです。川崎市は市外施設などの利用人数を公表していますが、神奈川県は待機者調査をしても個人情報だという理由で該当人数を公表していません。県外に暮らす人は待機者ではないのでしょうか。

また、実態調査が明らかにした家族や関係機関等からの入所希望の多さ（計255人）は、施設以外の暮らしの場がまだ地域に不十分な現実の反映です。それを本人希望でないからと切り捨てることは、結果的に様々なリスクを抱える家族に介護の第一次的責任を押し付け続けることになります。家族にも、子の介護を続けてきた当事者としての意思表示権があります。在宅で家族と暮らす当事者は約70%とも言われ、家族の負担と不安はとても大きいです。子には社会から支援を受けて自律する権利があるように、親にも子の介護から離れて自分自身の暮らしを営む権利があります。家族の負担を公的支援に切り替えることが当面の第一次的課題であり、それによって家族のつながりも保ち続けることができると思います。

県立施設が定数を縮小してよいのは、それに替わる暮らしの仕組みを地域にきちんとつくってからです。それによって当事者と家族が入所を選択しなくなっているからです。また、最近4年間の県立施設退所者のうちで地域移行した方が全体で約13%に過ぎないことも、地域のサービス基盤の不十分さを現わしています。行動障害など支援が難しい当事者も受け入れ可能となるように、民間施設・グループホーム等に対して、職員配置や建物設備等を改善するための期間限

定や市町村負担がない県単独補助制度を拡充してください。

(3) 今期基本計画のサービス見込み量は、地域のニーズを反映していません。

県は待機者実態調査なしに、基本計画の地域生活移行目標値や施設入所者減目標値を設定しています。しかし、「基本計画だけでは把握できないニーズがあるから」希望者実態調査を実施したのですから、その結果を今年度の中間見直しに反映させて、施設入所支援・共同生活援助・短期入所・重度訪問介護などの各サービス見込量を適切に増やす必要があります。

前期の計画期間内で、地域生活移行が施設入所者の3.6%（達成率40.1%）しか進まなかったのに、入所者総数の減少が4.5%（達成率127.1%）と超過達成したのは、県立施設の入所制限の影響が大きいからです。また、多くの入所希望があるにもかかわらず、県内の施設定員総数4,764人に対する利用実数は2022年度でも4,636人であり、定員よりも128人少ないのです。さらに、サービス見込み量を見ても、2024年度で4,582人、2025年度で4,540人、2026年度では4,482人と、毎年減少しているのはなぜなのでしょう。ぜひとも、地域の実態を反映した基本計画になるような改訂をお願いいたします。

陳情番号	113	付議年月日	8 . 9 . 7
件名	不登校の子が多様な学びにつながれるため「神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金事業」の見直しと拡充を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市鶴見区佃野町1-7-202 NPO法人子どもと共に歩むフリースペースたんぽぽ 理事長 青島美千代 外（1団体）1人		
1 陳情の要旨			
1. 事業予算を拡充し、県内すべての市町村が制度を活用できるようにしてください。			
2. 東京都の制度を参考に、神奈川県が保護者への補助を主体的に行い、市町村が独自に上乗せできる仕組みとなるよう制度の見直しをご検討ください。			
3. 市町村の財政状況によって支援内容に差が生じないよう、県の役割をさらに強化してください。			
2 陳情の理由			
現在、全国の小中児童・生徒の不登校数は、12年連続で増加し35万3970人（2024年文科省発表）となり、過去最多の状態となっています。この現実を変えることは喫緊の課題となっています。私たち大人には、この35万人の子どもたちに学びの機会を保障する義務があります。また、その子どもたちには、学びを提供・保障される権利があります。しかし、厳しい現実があります。私たちには、その厳しい現実を変えていくことが今、求められています。そのための一歩として、子どもが多様な学びにつながりたいと希望した時、不登校の子どもを抱える保護者に経済的支援が必要だと思います。 上記目的をめざし、現在実施している「神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業」は直接保護者への支援ではなく、制度導入する市町村への補助金であることからすべての県民を対象するものでなく、住んでいる場所で差が生ずる制度と言えます。これを見直し、ないし拡充することが重要と考えます。			